

妊娠

出生

出生後8週

1歳

3歳

小学校
入学

9歳

小学校
卒業

休暇・休業の取得

健康診査・保健指導を受けるための職専免

休息・補食のための職専免

通勤緩和のための職専免

産前休暇

産後休暇

育児休業（原則1歳までの育児休業手当金あり）
※原則2回まで取得可

産後パパ育休
（育児休業手当金あり）
※原則男性のみ
・子の出生の日から57日間
以内に2回まで取得可

配偶者出産休暇

・妻の出産に伴う入退院の付添い、子の出生の届出等を行うための休暇（2日）

育児参加のための休暇

・出産に係る子・未就学児を養育するための休暇（5日）

子の看護等休暇

・負傷、疾病にかかった子の世話、入学等の式典への参加等を行うための休暇（5日（子が2人以上の場合10日））

勤務時間の短縮

育児短時間勤務

・子を養育するため、通常より短い勤務時間で勤務すること

育児時間

・子を養育するため、①1日につき2時間の範囲内、又は②1年につき10日相当の範囲内のいずれかを勤務しないこと

保育時間

・1日2回それぞれ30分以内で勤務しないこと

勤務時間の変更等

業務軽減

・勤務時間の割振り変更や出張の制限など

通勤緩和のための休憩時間の短縮

休憩時間の短縮・延長

・子の養育などのため、休憩時間を短縮（在庁時間短縮のため）又は延長

フレックスタイム制※1

早出遅出勤務

・日ごとの勤務時間数を変えずに勤務時間帯を変更すること

深夜勤務や超過勤務の制限

妊産婦の深夜勤務・時間外勤務の制限

超過勤務の免除

深夜勤務の制限

超過勤務の制限

その他

テレワーク※2